

●70歳未満の自己負担限度額

所得区分			自己負担限度額(月額)		
			4回目以降(※1)		
市民税 課税世帯	現役並み所得	国保加入者全員の基礎控除[33万円]後の総所得金額等が901万円を超える(※2)	ア	$252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) \times 1\%$	140,100円
		国保加入者全員の基礎控除[33万円]後の総所得金額等が600万円を超え901万円以下	イ	$167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) \times 1\%$	93,000円
	課税一般	国保加入者全員の基礎控除[33万円]後の総所得金額等が210万円を超え600万円以下	ウ	$80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) \times 1\%$	44,400円
		国保加入者全員の基礎控除[33万円]後の総所得金額等が210万円以下	エ	57,600円	44,400円
市民税 非課税世帯			オ	35,400円	24,600円

※1 当月を含めた過去12か月以内に3回高額療養費の該当となり、4回目以降該当

※2 未申告の人がいる世帯は、所得金額が901万円を超える所得区分(ア)とみなします。